

(答申第139号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成27年1月8日付けで実施機関に対し、『岐阜地域福祉事務所が管理している文書のうち、「母子生活支援施設へ発出した文書（平成25年度及び平成26年度分）」及び「母子生活支援施設から入手した文書（平成25年度及び平成26年度分）」（ただし、平成25年度及び平成26年度中に母子生活支援施設入所実績のある者に係る文書については、平成24年度以前の文書も含む。会計書類については、任意の1か月分）』についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）を、別紙1から別紙5までのとおり特定し、公開しない部分及び理由を記したうえで、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年2月20付け岐福第329号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成27年2月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

条例第6条第1号に該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 趣旨

異議申立人の主張には理由がなく、本件処分は妥当である。

2 母子生活支援施設の概要

(1) 母子生活支援施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活

を支援することを目的とするものである。また、その利用対象者は、未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明、拘置などにより、夫婦と一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯である。

- (2) 岐阜地域福祉事務所は、児童福祉法第23条に規定されるとおり、所管区域内（岐南町、笠松町及び北方町）における母子保護の実施主体であり、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和47年岐阜県規則第17号）第4条に定める母子保護の実施の申請等の手続き業務のほか、母子保護の実施に係る施設等との連絡調整、母子保護の実施に係る費用の支弁等を行っており、本件公文書は、それに付随するものである。
- (3) 上記のとおり、本件公文書は、母子保護の実施に付随して作成されるものであり、平成25年度及び平成26年度に施設に入所実績のある4ケースに係るものである。また、その概略は、①施設入所に係る施設とのやりとりの記録、②施設入所決定に関する文書、③施設入所後の状況報告関係文書、④母子保護実施の解除に係る書類等、母子保護の実施から解除に至るまでの一連の書類で構成されており、その大部分は、DV被害者等施設入所者（以下「被保護者」という。）に係る情報で占められている。

3 本件処分の理由

- (1) 本件対象公文書（別紙1から4まで）の非公開部分について

本件対象公文書（別紙1から4まで）は、母子保護の実施から解除に至るまでの一連の書類である。

母子保護に関する情報（誰が、いつ、どのような理由で、県に相談したか、どこの施設に入所したか、入所後の状況はどのような状況かといった情報）は、DV加害者の追及の危険性など、被保護者の保護の観点から、厳に秘匿される必要がある。また、これらの情報は、被保護者の内面的、身体的な状態を示す性質の情報であり、公にされることとなれば、不快感や不安感等の精神的な苦痛を生じさせることが予想されるため、秘匿する必要がある。

県は、被保護者の特定につながる情報、個人の権利利益を害するおそれがある情報は、いずれも個人情報として厳重に保護する必要がある。

こうした取扱いを前提として、本件対象公文書の非公開部分の内容について見ると、被保護者の氏名、生年月日、住所及び家族に関する情報など、特定の個人を識別することができるもの並びに相談受理日等の日時に係る情報、入所施設名等の入所施設に係る情報、入所までの状況、相談内容及び入所施設からの状況報告の内容など他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの及び個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されており、これらは、いずれも条例第6条第1号に該当する。

- (2) 本件対象公文書（別紙5）の非公開部分について

本件対象公文書（別紙5）の非公開部分についても、上記（1）と同様の考え方である。

また、上記（1）に加えて、当該施設に他の自治体の措置により入所している被保護者の氏名や家族構成等の記載もあるが、それらの情報に関しても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1号に該当

する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件処分中非公開とされた部分について、条例第6条第1号に該当しないと主張するため、以下、検討する。

当審査会が、本件公文書について見分したところ、別紙1から別紙4までの母子保護の実施から解除に至るまでの一連の書類については、被保護者の住所、氏名及び生年月日、相談日等の日付、具体的な相談内容や経過の記録などが、また、会計書類（別紙5）については、入所者の氏名、家族の人数、支払先の施設名及び市町村名等がそれぞれ記載されている。

被保護者の住所、氏名及び生年月日については、特定の個人を識別することができる情報であり、相談日等の日付及び市町村名は、一連の情報が明らかとなれば、被保護者が特定されるおそれがあることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、これらは、いずれも条例第6条第1号に該当するものと認められる。

また、具体的な相談内容や経過の記録等については、特定の個人を識別できない部分もあるが、生活状況や夫婦関係など私的生活に関わる事項が記録されており、これが明らかとなれば、被保護者の権利利益を侵害することになると認められるから、これらの情報は、条例第6条第1号に該当する。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成27年3月6日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年4月13日	実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成27年4月17日	異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成27年6月25日 (第132回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年7月27日 (第133回審査会)	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成27年8月31日 (第134回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部	
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)